国内投資拡大・イノベーションの促進

一般 中部経済連合会

制度名	DX投資促進税制							
概要	DXの実現に向けた計画について国の認定を受けた上で、DXに必要なクラウド技術等を活用したデジタル関連投資に対して税制優遇を受けることができる。							
	対象	産業競争力強化法における事業適応計画(情報技術事業適応) の認定を受けた者						
内容	適用要件	【デジタル要件】 ① データ連携(他の法人等が有するデータまたは、事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを組み合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得(レガシー回避・サイバーセキュルティ等の確保、デジタル人材の育成・確保) 【企業変革要件】 ① 全社レベルで売上上昇が見込まれる ② 成長性の高い海外市場の獲得を図ること ③ 全社の意思決定に基づくもの(取締役会等の決議文書添付等)						
	支援措置	対象設備	①ソフトウェア	取得・製作するソフトウェア				
			②繰延資産	クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用 (DXのために利用するソフトウェアのその利用に係る費用であって繰延資産 に該当するもの)				
			③有形固定資産 取得・製作する機械装置・器具備品(上記の①ソフトウェア又は②産産と連携して使用されるものに限る)					
			記①~③について <mark>特別</mark> 、税額控除 5 %)	別償却30%、税額控除3%(グループ外の他法人とデータ連携をする場合				

国内投資拡大・イノベーションの促進

一般 中部経済連合会

制度名	地域未来投資促進税制								
概要		道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた上で、地域の成長発展の基盤強化に資するものとして国による課税特例の 忍を受け、計画に従い <mark>建物・機械等を新設・増設した場合、法人税等の特別償却又は税額控除</mark> を受けることができる。							
	対象	地域経済牽引事業計画の承認を受けた者							
	適用要件	 ① 先進性を有すること (特定非常災害で被災した区域を除く) 【通常類型】・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 【サプライチェーン類型】・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等 ② 設備投資額が2,000万円以上 ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上 ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上 							
	支援措置	対象設備	要件	特別償却率/税額控除率					
内容			通常 Language Language	特別償却40% 又は税額控除4%					
		機械装置 器具備品	【上乗せ要件】下記①を満たした上で、②または③を満たす ①労働生産性の伸び率5%以上かつ投資収益率5%以上 ②直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%					
			【中堅企業枠】上記①~③を満たした上で、下記イ~八を満たす イ:賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ:設備投資額が10億円以上であること ハ:パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は税額控除6%					
		建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%						

[※]本税制の詳細は、地域未来投資促進法 (METI/経済産業省)をご覧ください。

国内投資拡大・イノベーションの促進

伊 中部経済連合会

							一		
制度名	研究開発税制								
概要	研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除できる制度。 研究開発投資の全体額に適用可能な一般型(※)と、大学やスタートアップ等との2者以上が関わる共同研究 等において適用可能なオープンイノベーション型が存在。 ※資本金1億円以下等の中小企業は、一般型よりも高い控除率を措置している「中小企業技術基盤強化税制」が適用可能。								
	対象	青色申告法	法人の各事業年度において		がある者				
		【一般型】稅額	<u> </u>						
		増減試験 研究費割合	令和8年4月1日までに 開始する事業年度	令和8年4月1日〜令和 11年3月31日までの間 に開始する事業年度	〒3月31日までの間 13年3月31日までの間に		令和13年4月1日以後 に開始する事業年度		
		12%超	11.5%+(増減試験研究費 割合-12%)×0.375 (最大14%)	11.5%-(12%-増減試験研究費割合)×0.25(最大10%)					
	· 英田冊 //	0 %以上 12%以下	11.5%-(12%-増減試験						
内容	適用要件 および 支援措置	0%未満	研究費割合)×0.25 (最小1%)	8.5%+増減試験研究 費割合×8.5/30 (下限無し)	8.5%+増減試験研究 費割合×8.5/27.5 (下限無し) 8.5%+増減試験研 費割合×8.5/25 (下限無し) で限無し)				
		【オープンイノベーション型】税額控除率							
			制度の類型		控除率				
		特別研究機関	、大学等との共同・委託試験研	究	30%				
		スタートアップ等	との共同・委託試験研究		25%				
		中小企業者の 技術研究組合 高度研究人材	企業等との共同・委託試験研究 外知的財産を使用して行う試験研 るの組合員が協同して行う試験研 かの活用に関する試験研究 「薬品・特定用途医薬品等に関す	I 究 I 究	20%				

良質な雇用の実現

(中部経済連合会

	♥ 中部経済建合会														
制度名	賃上げ促進税制														
概要	賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合を、法人税額又は所得税額から控除する。														
	対象	大企業向け: 青色申告書を提出する全企業又は個人事業主中堅企業向け: 青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主中小企業向け: 青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主													
	適用要件 および 支援措置		継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育金訓練費(前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率						
内容		大企業	+3% +4% +5% +7%	10% 15% 20% 25%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%						
		援措置 室企業	+3% +4%	10% 25%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段目以上	5% 上乗せ	35%						
			全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育金訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率						
									中小企業	+1.5% +2.5%	15% 30%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段目以上	5% 上乗せ

[※]本税制の詳細は、<u>賃上げ促進税制について(METI/経済産業省)</u>(大企業・中堅企業向け)、 <u>中小企業庁:中小企業向け「賃上げ促進税制」(meti.go.jp)</u>(中小企業向け)をご覧ください。

良質な雇用の実現

(中部経済連合会

	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
制度名	地方拠点強化税制						
概要	企業が対象となる施設を東京23区から地方に移転する場合(移転型事業)や、地方で拡充/地方から地方に移転する場合に(拡充型事業)、オフィス減税や雇用促進税制の適用を受けることができる。						
	対象	都道府県から 地域再生法の認定を受けた整備事業計画 に基づく移転・拡充が対象					
内容	適用要件および支援措置	 【オフィス減税】 地方で本社機能を有する施設を新設/増設する場合に、建物等の取得価額に応じて、特別償却又は税額控除を受けられる。 対象となる施設:事務所※、研究所、研修所※調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。 〈支援措置〉 					
		移転型事業 特別償却: 2 5 % or 税額控除: 7 %					
		【雇用促進税制】 ● 地方で新たに従業員を雇い入れる場合などに、増加数に応じて、税額控除を受けられる。 ● 対象となる従業員:地方で新たに雇用、または地方に転勤した従業員(正規雇用) ※ 原則として、企業全体で増加した従業員数が上限 〈支援措置〉					
			移転型事業 初年度の税額控除 (一人あたり) : 最大 9 0 万円 3 年間の適用期間における税額控除 (一人当たり) : 最大 1 7 0 万円 ※このうち、最大 1 2 0 万円は、オフィス減税と併用可能				
			拡充型事業 初年度の税額控除(一人当たり):最大30万円				

経営基盤の強化・整備

伊部経済連合会

		₩ 中部経済建立云					
制度名	<現行制	度>中小企業事業再編投資損失準備金(中小企業等経営強化法)					
概要	中小企業者のうち、令和9年3月31日までに事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に(取得価額10億円以下に限る)株式等の取得価額として計上する金額(取得価額、手数料等)の一定割合の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できる制度。						
	対象 青色申告書を提出する中小企業者で令和9年3月31日までに 経営力向上計画 の認定を						
内容	適用要件および支援措置	 計画に基づき株式等を取得し、事業年度末まで引き続き有している場合において、株式等の取得価額(取得価額が10億円を超える場合を除く)の70%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できる。 積み立てた準備金は、帳簿価額の減損等の取崩要件に該当する行為を行った場合は、取り崩して益金に算入され、5年経過後は、その後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩し、益金に算入される。 【制度のイメージ】 【協金算入】 【協金算入】 【協金算入】 【協金算入】 【お置期間*(5年間) 100 ※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。 出典:中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づ支援措置活用の手引き」 					

経営基盤の強化・整備

"中部経済連合会

制度名	<新制度	>中小企業事業再編投資損失準備金(産業競争力強化法)
概要		税制改正において成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しするため、P6記)準備金制度を拡充し、新たな枠を創設するもの。
	対象	産業競争力強化法で 新設する特別事業再編計画(仮称) の認定を受けた特定中堅企業者(※ 産業競争力強化法において規定)、中小企業者
内容	適用要件および支援措置	 【拡充内容】 中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合、損金算入できる準備金の積立率の上限をM&A2回目は株式等の取得価額の90%、3回目以降100%に拡大 準備金の取り崩しまでの据置期間も10年に大幅長期化 【制度拡充のイメージ】 メグループ化に向けた複数回のM&A> 日本 日本 日